

令和6年9月27日

沖縄県議会議長

中川京貴殿

派遣議員

(1) 県外派遣議員

団長	小渡良太郎		
	仲里全孝	玉城健一郎	
	仲村未央	高橋真	

同行議員

	米須清一郎	西銘純恵	
--	-------	------	--

(2) 県内派遣議員

団長	小渡良太郎		
	喜屋武力	大屋政善	
	米須清一郎	玉城健一郎	
	仲宗根悟	高橋真	
	大田守		

「相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

上記のことについて、別紙のとおり報告します。

別紙

「相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書」及び「同抗議決議」の要請議員団報告書

1 派遣議員

(1) 県外派遣議員

団長	小渡良太郎		
	仲里全孝	玉城健一郎	
	仲村未央	高橋真	

同行議員

米須清一郎	西銘純恵
-------	------

(2) 県内派遣議員

団長	小渡良太郎		
	喜屋武力	大屋政善	
	米須清一郎	玉城健一郎	
	仲宗根悟	高橋真	
	大田守		

2 派遣目的

令和6年第2回議会（定例会）の7月10日の会議において議決された上記の意見書及び同抗議決議の趣旨を関係要路に要請するため。

3 派遣期間

県外要請 令和6年7月19日（金）及び20日（土）（2日間）

県内要請 令和6年8月1日（木）（1日）

4 要請日程

別紙のとおり

5 要請概要

団長が意見書及び同抗議決議の趣旨を説明した後、被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと、被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、セカンドレイプの防止を徹底すること、米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこ

と、米軍構成員等による犯罪事案については今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう日米合同委員会を通じ、断固たる措置を取ること、米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと、特に身柄引渡条項を早急に改定することなどについて強く要請した。

6 要請における対応者の主な発言及び質疑応答の概要（要請順）

〈県外要請 令和6年7月19日（金）〉

（1）駐日米国大使 ラーム・エマニュエル

駐日米国大使不在のため、ケミー・モナハン首席公使に手交した。

女性として、米国人として、母として本当によく分かる。今回の重大な犯罪疑惑に関する皆さんの懸念を共有する。もっとよく改善できるし、改善しなければならないと考えている。このような犯罪は我々の基本的価値に反する。

米国は在日米軍兵士に関する全ての犯罪疑惑を非常に深刻に受け止めており、地元当局及び日本政府に全面協力する。私たちは沖縄の米軍関係者の行動基準を生かすために教育と訓練を改善することが必要と認識している。

先週、エマニュエル大使と第3海兵遠征軍のターナー中將が寄稿したとおり、私たちは教育、監視、ルールの一元化といった3つの分野における対策に取り組んでいる。

まず教育については、沖縄の上官は核となる価値観、期待される行動、基地外の行動を規制するリバティ制度を強化するため兵士一人一人に直接指導をしている。

また、沖縄の基地から外出する運転手の飲酒チェックやパトロール拡大など、沖縄の軍全体でリバティ制度を強化している。近日中に追加対策を公表し、それらを実施していくことにコミットしていく。

このたび、被害者、県民に不安をかけたことについて深く遺憾の意を表す。我々はもっと改善すべきであり、具体的な対策をもって改善するように努める。

本日のメッセージを大使やワシントンDCとも共有する。

（主な質疑応答）

Q これまで不同意性交が134件繰り返されてきた。言葉だけの綱紀粛正は聞き

飽きている。米軍の価値観をどのようにするのか。

A 具体的な対策を取り始めており、リバティ制度については、現状として若い兵士はアルコールが提供されている場所には午前3時から午前5時まででは行くことができないとなっているが、そういったルールを幅広く全体で一元化されるように働きかけており、ほかにも具体的な対策を実施していく予定である。近日中に具体的なリバティ制度に関する教育、監視、パトロール等の取組について公表する予定である。

Q 外来機の飛来増加により、従来よりも短い滞在期間の兵士が増えているが、それが気持ちの軽さや、今回のような状況につながっているのではないか。軽い気持ちがあるとしたら、それを戒める、人権意識を兵士にいま一度しっかり伝える教育をする必要があると考えるがどうか。

A 私たちは兵士の日本での役割について、決して軽い気持ちでは臨んでいないし、兵士たちに日本に滞在している間の活動に対して、決して軽い気持ちにならないようにさせたい。教育が非常に大事であり、何が兵士に求められているか規範をしっかりと理解するのは重要だと思っている。既に兵士たちが日本に到着したときの研修があるが、さらにそういったものを強化し、犯罪を防ぐような、我々に求められている規範がしっかりと理解できる教育を強化していく。

(2) 内閣総理大臣 岸 田 文 雄

内閣総理大臣不在のため、田中聖也内閣審議官に手交した。

今般の事案が起こったことに関しては、県議会の皆様と私も全く同じ思いであり、非常に許し難い事案であると思っている。本当にこれは極めて遺憾である。

政府としては、様々なレベルで、アメリカ側に対して遺憾の意を伝えており、綱紀粛正、再発防止の徹底について申し入れている。

米軍人等による事件・事故には地元の皆様に大きな不安を与えるもので、決してあってはならないものである。

日本政府としても、アメリカ側に対し、具体策も含めて事件・事故の防止の徹底を求めている。被害者の対応については、関係省庁において、適切に対応されるものと承知している。

米軍構成員等による事件についての県や市町村に対する通報、情報提供の問題については、7月5日に官房長官から発表があったように、今後は、在

日米軍による犯罪で、被害者のプライバシー保護が重要になる性犯罪であって、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえて逮捕、事件処理について捜査当局による積極的な広報がされない事件については、起訴事案であれば全て、不起訴事案についても被疑者により犯行が行われたと認められる事案については例外なく、沖縄県への情報伝達を行うということになる。

本日いただいた要請については、責任を持って関係各所に伝達する。

(主な質疑応答)

Q 通報体制について、第一報が沖縄県警、外務省及び沖縄防衛局から、県のほうに何もないうちで綱紀粛正が図られるのか。通報体制については、これまで何度も政府に対して要望してきたが、全然改善されていない。リバティー制度についても、県民の感覚では実施されていない。綱紀粛正はできるところからの対策を関係省庁が徹底的に取り組んでほしいがどうか。

A 全くおっしゃるとおりである。

綱紀粛正については、米軍や大使館への働きかけをしっかりとすることを申し上げたが、改めて本日の要請をしっかりと関係機関に伝える。情報伝達の方法については、官房長官から発表した対応を今後しっかりと実行していく。

Q なぜこういう形になってしまったのかという経緯や、発表された対策でしっかりと補っていくという説明がないと、県民は納得しない。なぜこのような状況になったのかも、いま一度、検証いただきたい。

A 趣旨を重く受け止めている。しっかりと関係各位に伝える。

(3) 防衛大臣 木原 稔

防衛大臣不在のため、松本尚防衛大臣政務官に手交した。

米兵による沖縄で発生した一連の性犯罪に関する要請について、このような事案が発生したことは極めて遺憾であり、米側に対しては、その意を強く伝え、綱紀粛正及び再発防止の徹底を申し入れている。

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないと考えている。今後も米側に対して様々な機会を捉え、事件・事故の防止の徹底をしっかりと求めていく。

要請事項の1点目である謝罪と完全な補償について、今回の事案は公務外で、賠償責任は加害者が負うため、まずは当事者からの示談により解決が図られることが求められる。その上で、当事者間の示談が困難な場合は、日米

地位協定の第18条第6項に基づいて、被害者からの請求を受け、米国政府が慰謝料を決定し、被害者の同意を得て支払をするという制度がある。防衛省としても被害者や御家族の心情に配慮しながら、警察や米側と緊密に連携し、適切に対応していく所存である。

要請事項の2点目、セカンドレイプの防止の件について、被害者の方々への対応については、被害者のプライバシー保護等の観点から、個別具体的に申し上げることは困難であるが、防衛省としても、被害者や御家族の心情に配慮しながら、関係機関と連携して、適切に対応していく所存である。

要請事項の3点目、迅速な通報等について、今後の重大事件に関する地元自治体への情報共有の在り方について、在日米軍施設区域を抱える沖縄の方々の御不安、御心配を踏まえて、防衛省は関係省庁とともに検討してきた。捜査当局においては、従前から対外的な事件広報に当たっては、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉、プライバシーへの影響、将来のものも含めた捜査、公判への影響の有無、程度等を判断した上で、公表するか否か、その程度及び方法を慎重に判断していると承知している。

他方、このような事案であっても、特に全国の約70%の在日米軍専用施設区域が集中している沖縄においては、米軍人による犯罪防止の観点から、迅速に対応を検討する必要があるということに十分留意し、関係省庁との連携の上、可能な範囲で、地方自治体に対しての情報提供を行うこととなった。

具体的には、捜査当局による事件処理がしかるべく終了した後、捜査当局から外務省に情報を伝達し、外務省から情報の伝達を受けた防衛本省が沖縄防衛局に伝達し、沖縄防衛局から関係する地方自治体に情報を伝達するということになる。

要請事項の4点目、地位協定の身柄引渡しの件については、外務省所管であるが、我々として、様々な御意見があることは十分に承知をしている。日米地位協定は、合意議事録等を含んだ大きな法的な枠組みであり、これまで手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきており、今後そうした取組を積み上げていく考えである。いずれにしても要請内容は、外務省にしっかりと申し伝える。

(主な質疑応答)

- Q 97年の日米合意による沖縄関係の通報経路では、防衛省に対しては外務省から連絡が来るようになっているが、今回どのようなタイミングで防衛省が

認識したのか、また、防衛省から沖縄防衛局に対して、どのようなタイミングで情報提供するのか。

A 捜査当局から今回の事案の概要が公にされたことを受けて、その時点で初めて、防衛省は外務省から情報提供を受けた。

我々としては情報を受ければ、当然沖縄防衛局には伝えるし、沖縄防衛局は当然認知した時点で、沖縄県に伝えるものであるが、今回は一番川上の部分で止まっていたと認識している。

Q 被害者への補償について、現在どのようなところまで進んでいるか、防衛省は把握しているのか。また、最終的に慰謝料等が、どのタイミングで支払われるのか。

A 補償については、もし個人同士のもものが不調に終わった場合は、米国政府が間に立って、いわゆる示談を進めるが、もしそれが不調だった場合には、米側から沖縄防衛局に連絡が入ることになっている。その時点でまた一定の示談が前に進むように関与することになる。現状については、正確なところは申し上げられないが、まだ米側の扱いということになっている。

Q 被害者が未成年者ということで、本当に心に傷を負っている状況と思われ、そのケアが非常に重要だと思うが、防衛省はどのように考えているか。

A プライバシーの関係で、個別具体的に申し上げることは困難であるが、御家族の心情に配慮しながら、関係機関と連携していくことになる。性犯罪であり、警察のほうで被害者の方のサポートは、一般的なことも含めて行われているものと承知している。

(4) 外務大臣 上 川 陽 子

外務大臣不在のため、柘植芳文外務副大臣に手交した。

今回は大変心の痛い被害がある。私もいろいろ過去の事案を全て覚えており、二度とこういったことがないのが一番である。そういったことが沖縄の県民の皆さん方に不安を与えていることを遺憾に思っており、要望をしっかり受け取って改善すべきことはしっかり改善していく。

外務省としては、米側に対し、引き続き様々な機会に、具体策も含めた事件・事故防止の徹底を求めていく。要請の点については今後、公判の結果を踏まえた上で、関係当局、省庁と協議の上、政府としてしかるべき対応をしっかりしていきたいと考えている。

要請事項の米軍犯罪事案の沖縄県及び関係市町村への通報の件について、外務省としては、今回の事案は、捜査当局から、非公表の事案であるとして、共有を受けたことがあり、そのような捜査当局における判断を踏まえて、外務省から防衛省に対して情報提供することになったということである。

それを受け、今般、米軍による犯罪事案の沖縄県等への通報に関して、沖縄においては、捜査当局が非公表としている事案であっても、関係省庁で連携の上、可能な範囲で、地方自治体に対して事案の概要については情報報告するという事とした。

これは、全国で約70%の在日米軍専用施設、区域が集中している沖縄県の方々への不安と御心配を踏まえると当然のことであり、米軍人による犯罪予防の観点からも、迅速に対応することが必要であるということをも十分留意している。

具体的には、在日米軍による犯罪で、被害者のプライバシー保護が重要となる性犯罪で、捜査当局による積極的な広報がなされない事件が対象となっている。その上で伝達する情報の内容については、被害者のプライバシー保護の観点から、それぞれの事案ごとに可能な範囲の内容を提供することが必要だと考えている。

また、要請事項の日米地位協定の身柄引渡条項を含めた抜本改定の件について、日米地位協定については、様々な意見があることは十分承知している。政府としてはこれまで手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきたところであるが、引き続きそのような取組を積み上げることにより対応していく考えである。

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであり、あってはならないものであると強く認識しており、今後も米側に対して、様々な機会に事件・事故防止の徹底を求めていく。

(主な質疑応答)

- Q 97年にも、この通報体制は確立されていた。今回は外務省のほうで情報が止まって、情報が防衛省に流れなかったが、それが改善すると受け止めてよいか。そもそも合意したことがなぜ今回徹底されていなかったのか。
- A 今回の事案については大変申し訳なく思っている。これからについては、個々の事案におけるプライバシーの保護があるが、そうであってもその対応方法をいろいろ考えながら、まず情報伝達をしっかりとするという結論に達したということである。

Q 駐日米国大使館への要請の際に、綱紀肅正に取り組んでいくという回答があったが、米国任せではなくて、国として、外務省として綱紀肅正にどのようにコミットしていけるのか見解を伺いたい。

A そういった不祥事に対して国としてあってはならないということは、度々事件が起きたときに、米軍側に伝えているが、より具体化をして、なお一層そういったことがないように、絶対起こしてはならないことを厳しく過去の事案を含めて再発しないようしっかり確保する。

Q そもそも97年の日米合意は95年の少女暴行事件後につくられたものであり、その合意のとおり運用されるのが当たり前であるが、なぜ捜査当局に非公表と言われて情報が止まったのか。

A 12月の事案については、警察庁から外務省に情報共有があり、その上で、対外的には公表しない事案という説明があり、それを踏まえて我々としては、外務省から防衛省に伝えるということを控えたものである。

Q 通報体制について、外務省が全てを判断して、官邸には連絡するけれども防衛省には連絡しないと判断したということか。

A 去年の12月の事案については、捜査当局のほうから、非公表の事案であるという形で情報伝達があったため、外務省から防衛省に情報共有しなかったということは事実である。

Q あまりにも事件・事故が多い中で、なぜ緊張感を持った対応がなされなかったのか。県や防衛省に伝達しないことがどういうことにつながるのかということに気づかず、判断できなかつたのかということが、県民の大きな不信であると思うがどうか。

A 御指摘のとおりであり、しっかり反省し、同じことを繰り返してはいけない。通報のルールを決めておきながら、それがうまく機能しなかった。プライバシーだけを鑑みて止まってしまった。プライバシーを守りながら、なおかつ各自治体等にしっかり情報共有する手段はあると思う。これから省庁間でよく連絡を取り合って改善していく。

〈県内要請 令和6年8月1日(木)〉

(1) 外務省沖縄事務所特命全権大使 宮川 学

特命全権大使不在のため、黒石亮副所長に手交した。

要請の1点目と2点目の被害者補償の件について、当然これは非常に重要な御指摘で、政府としても大切なことだと思っている。被害者への対応については、被害者御本人及び御家族の心情に配慮しながら、米国政府とも緊密に議論をし、政府として適切に取り組んでいく。

要請の3点目、県及び自治体への通報体制の件については、日米地位協定の対象者の犯罪のうち被害者のプライバシー保護の重要性がある性犯罪について、これまで捜査当局が非公表としてきたような事案についても、米軍人による犯罪予防の観点から、今後関係省庁と連携の上、地方自治体に対して情報伝達を行うということを7月5日に官房長官が会見で発表しているところである。

具体的には捜査当局による事件処理がしかるべく終了した後に、捜査当局から法務省を通じて、また外務省にも情報伝達して、外務省から情報の伝達を受けた防衛省が対象となる自治体に情報伝達をするという運用になっている。

起訴された事案については全ての事案について例外なくということであり、不起訴事案についても、被害者によって犯行が行われたと認められる事案についてはこちらも例外なく情報伝達を行うことになっている。

もちろん被害者のプライバシーの保護の重要性は、これまでどおり変わることはないが、新しい運用の中で、沖縄県に対しての情報伝達はきちんと行える体制を取る。

要請の4点目の地位協定の件については、地位協定自体についての政府の立場はこれまでいろいろなところで議論してきており、あえてそこに改めて入ることはしないし、県内で地位協定に対する様々な意見があることも理解している。御意見をいただくたびに、しっかりと大臣を含め本省のほうには報告をしている。

今回の事件との関係に限って申し上げますと、身柄引渡しの要請は捜査の必要性に応じて、その都度捜査当局が判断をして要請をするということになっており、過去に実際に起訴前の身柄拘禁、身柄の引渡しが行われた事例も多々あるが、今回については極めて深刻な事件で米側も大変問題視し、事件発生以降一貫して、捜査に全面協力するという姿勢であったため、地位協定が何か障害になって捜査上支障が生じるようなことはなかった。そのため、特に起訴前の身柄の引渡しの要請も捜査当局のほうで行う必要性がなかったというふうに聞いている。

(主な質疑応答)

Q 外務省沖縄事務所が設置された理由は何か。また、今回の事件に対し、外務省沖縄事務所として、100%の対応ができたと思っているか。

A もともとは、95年の非常に不幸な事件の後に、当時の橋本総理の指示で、沖縄に大使を所長とする事務所を置いて、米軍と日本政府と自治体との間でしっかりと仲立をする役割を外務省として果たすという使命を受けて、設立されたと理解している。

今回の事案について、その時々判断の中で、政府として最も重視してきたことは被害者のプライバシー・尊厳を守ることであり、それ自体は本当に100%そういうつもりで、事に当たってきた。一方で情報伝達の話など様々な指摘をいただいたことは非常に重く受け止めており、それも踏まえて、情報伝達体制の運用の見直し等を行ったところである。

Q CWTについて、これまで開催されていなかった理由は何か。事務局として働きかけたのか。

A 開催に向けての努力はこれまでも続けていたが、開催に当たっては各参加者のいろいろな思いがあり、全員が了解する形で一致できなかったところである。会議自体に反対をしているということではなく、方法についてというふうに理解している。

数年来開催できなかったことについては非常に重く受け止めている。新しい協議体の話が出てきており、それをしっかりと関係者の間で調整をして、中身のあるものにする努力をしていく。

Q 日本国内で起こった米軍構成員等の事件・事故については、国の責任で対応すべきではないのか。国のほうで被害者に十分な補償が行われるか。

A 国も関与する形で補償の制度がある。先月から始まった裁判の結果を踏まえて、防衛局がフロントと思われるが、結果を得た上でしっかりと補償等の制度を使っていく。その過程で外務省としても防衛省をはじめ関係省庁としっかりと連携を取りながら、適切に被害者への補償がなされるように当然のことながら努力をしていく。

Q 日米地位協定について県内でも様々な意見を聞いているとあったが、地位協定の改定については、全国知事会でもしっかりと解決すべきと決議されており、沖縄県内だけのテーマではない。米軍優先の緩やかな協定ではなく、一国対一国の対等な協定に変えていただきたいというのが私たちの願いであ

り、憲法改正よりも地位協定改定が先ではないかという国会議員もたくさんいる。そういうことに目を向けるよう現地の事務所として本省に伝えてもらいたいだろうか。

A 地位協定についてのいろいろな御意見は、県内に限らず、日々、いただいている。

また、本日いただいた意見は、正確に報告をして、内部で議論していく。

(2) 在沖米国総領事 マシュー・ドルボ

総領事不在のため、ニコール・リマヌチェリ総領事代理に手交した。

本日は地元の御懸念を伺う貴重な機会である。我々はこれらの容疑について、被害者、御家族の皆様、県民の皆様に与えた不安について深い遺憾の意を表す。我々はこれらの犯罪容疑の重大性に関する地元自治体の懸念を共有する。

さきに駐日米国大使が述べたように、我々は改善可能であり、そうしなければならない、大切なことは実行していくことだと考えている。性的暴行も含めて、このような犯罪は我々の基本的価値観に反するものであり、米軍にも米国社会にもその居場所はない。全ての米軍人は高い行動規範を守ることが期待されており、米軍は犯罪行為で有罪判決を受けた者への責任を迫及している。

(主な質疑応答)

Q 米軍人・軍属の事件に関する情報が、なかなか知事にすぐに届かない状況があるが、情報共有に関して総領事館として本国にどう伝えているのか。

A 本日、皆様からいただいたお話は大使館だけでなく、ワシントンの国務省本省及び米軍にもお伝えする。

エマニュエル大使をはじめ、在日米軍のトップが今回の容疑の深刻さを深く憂慮しており、県民に不安を与えたことを遺憾に思っている。また、大使は、元市長としても地域社会の安全性を理解しており、今回の容疑がもたらしている影響も遺憾に思っている。

今回の容疑に関する適切な通知は、全て二国間合意に従って行われたと理解している。

Q 大使と第3海兵遠征軍司令官の連名で発表された3つの方針、教育、監視、ルールの一元化について具体的な説明をいただきたい。

A 現時点で何か具体的なところでお知らせするものはないが、これらの容疑への地域社会への懸念を共有しながら、地域社会に対する説明責任を果たさなければならないと考えている。リバティー制度については全面的に見直ししている。先週、在日米軍トップのラップ中将が来沖し、四軍調整官のターナー中将と在沖の各部隊の司令官と面談した。行動に関する指導を行うとともに、高い行動規範が求められていることを改めて再確認したところである。

Q 以前よりも短期間で派遣される米兵が増えており、軽い感覚を持つ方が増えることも考えられる。組織の中でどういう方が所属しているかを把握し、より一人一人に伝わるような教育をしていただきたいがどうか。

A 短期間で沖縄に来ている者の件も含めて、改めていろいろ見直しをしている。懸念点は国務省に共有する。

Q なぜ謝罪がないのか、という県民の声が多い。一言わびがあれば、県民の認識もまた変わってくると思われるがどうか。

A いただいた御意見について、大使館、国務省本省及び米軍関係者にお伝えする。

(3) 第18航空団司令官 ニコラス・エバンス准将

第18航空団司令官不在のため、エリン・ディック第18広報局局長代行に手交した。

今般の事件について、空軍兵が性犯罪で起訴されたと承知している。我々も皆様と同様に深刻な懸念を持っている。日米合意に沿って、地元の捜査当局と協力して事件の捜査を支援してきた。

この犯罪は多くの米軍人を代表するものではない。全ての軍人には高い行動規範が求められており、罪を犯した者はしっかり償うとともに、教育を徹底していく。

第18航空団は本件裁判に協力していく。本日いただいた要請内容は司令官にしっかりお伝えする。

本日いただいた要請については責任を持って、関係各所に伝達する。

(主な質疑応答)

Q 抗議決議においても、女性に対する性的暴行は極めて悪質な犯罪であると断じているが、女性の立場からどう感じているか。

A このような犯罪は非常に深刻なものであると理解している。

私たちは常に高い行動規範を持つよう指示されている。公務外についても同様であるにもかかわらずそれに反するようなことはあってはならない。

嘉手納基地に勤務することになった全員に対して、入隊初日からの教育を通して、価値を高く保つよう幹部レベルから直接教育されており、日本の法や規制も含まれている。

Q 戦後からずっと同様の事件が発生している。教育の在り方に問題があるのではないか。沖縄を植民地と考えているように感じるがどうか。

A いただいた御意見について幹部にしっかり申し伝える。

Q 12月の事件が発生してから半年たっても再発防止策ができていないのはあまりにも遅い。事件を受けての周知はなされたのか。

A 事件後に、そういった周知は行われている。

Q 容疑者の兵士の身柄はどうなっているか。

A 空軍兵は基地内で拘束しており、パスポートは没収している。国際法によって沖縄から移動はできない。裁判にはエスコートをつけて出廷させる。

裁判中であり、判決にもよるが、判決に鑑み軍としての処分も考えている。

Q 今回の事件は子どもへの性的暴行であり、県民は絶対に許せない。日本であれば組織のトップが謝罪をするがそれもないことをどう考えるか。

A 本件は深刻な事案と捉えており、詳細を注視している。被害者、御家族及び県民に不安を与えたことを遺憾に思う。正しい判決が出ることを願っている。判決を待って、軍としてしかるべき処分をする。

(4) 在日米軍沖縄地域調整官 ロジャー・B・ターナー

在日米軍沖縄地区調整官不在のため、ジン・パク在日米軍沖縄地区事務所長に手交した。

今回の事件については非常に残念に思っている。被害者とその御家族及び県民の皆さんに不安を与えたことに深い遺憾の意を表す。被害者への補償については、両国間で合意された枠組みで適切に行われるものと理解している。

沖縄に駐留する米軍において、私たちの基本的価値観や基地外での自由な

行動に関する規則について、全ての指揮官と部下に徹底するよう指示している。沖縄に駐留する全ての米軍兵士は日米同盟を支えるという同じ目標に向かって努力をしている。米軍兵士は米軍を代表するものとして公私にわたり高い水準の行動規範を要求されており、またその行動が地域社会に永続的な影響を及ぼすことを理解することが求められている。こうした期待に応えるために、私たちは継続的な訓練と教育を通じて、米軍兵士が日本国内の法律を十分理解するよう努めている。

また、現在沖縄においては、外出の際に運転手に対する飲酒検問を強化しており、軍の法執行機関によるパトロールを増やしている。

私たちは犯罪容疑の重大性について、重々に認識しており、また、皆様の具体的懸念を共有している。県民の皆様に対して負担をかけることについて深く遺憾に思う。

(主な質疑応答)

Q 事件に係る6月の報道以降に各種の対策をされていると思うが、本来は12月の事件発生を受けて1月から対策をしていれば、その後の事件は防げたのではないか。

A 去年の7月に着任して以降、在日米軍の全ての指揮官、関係者が米兵による事件・事故にどう対処しているか、真剣に取り組んでいるかを見てきた。最善をどうするかを常に考えている。どこで事件が起こりやすいか、分析を行い、新しい施策を様々な角度から考えている。

例えば生活巡回指導についても、営業時間を超えて米兵にアルコールを提供する店がある。巡回指導について店側にも何らかの協力が欲しい。また週末に見せるような形で、月1回でも地元当局と巡回指導をしたい。

地元をととても気にかけており、地域を守りたいという気持ちは理解いただきたい。合同パトロールについていかなる形でもよい、もし協力できれば前向きなメッセージを出していけると思う。

Q 米国本国では未成年への性交は重い罪に問われると聞いているがどう考えるか。

A そのとおりである。だからこそ私たちは真剣に協力している。

(5) 第3海兵遠征軍司令官 ロジャー・B・ターナー

第3海兵遠征軍司令官不在のため、フレッド・インゴ海兵隊太平洋基地政務外交部長に手交した。

本日は司令部と遠征軍を代表してきた。本日のお話は確実に両司令官にお伝えする。今回の不同意性交の容疑に関して、沖縄県民に不安を与えたことは大変遺憾である。司令官、下級指揮官を含め、今回の容疑について真剣に受け止めている。このような容疑・事件は海兵隊の中ではあってはならず、社会の中でもあってはならないことである。過ちを犯した者に対しては、我々は高い基準で責任を取らせる。我々はこうした観点から沖縄県警とは常に積極的に協力し、支援している。日本の司法制度を信頼し、自信を持っている。

私自身は3人の娘がおり、私と家族は沖縄を故郷と思っている。このような容疑や事件に関する県民の懸念を共有している。

我々は全体的にはよき隣人であると考えており、今回のような容疑が全体を反映したものではないと申し上げたい。

(主な質疑応答)

Q 今回の事件は、子どもに対する誘拐事件であり性犯罪であるが、1995年の少女暴行事件以降にSACO合意で情報共有体制がつくられたはずだが今回全く機能せず、沖縄県知事及び沖縄県民に知らされていないことをどう思うか。新しいフォーラムに沖縄県知事をどう位置付けているのか。

A 私の立場で空軍が起こした事件についてのコメントは差し控えたい。

フォーラムと言われているものについては、現在、四軍調整官事務所が軍を代表して、沖縄県または外務省沖縄事務所と調整がなされているものであり、海兵隊の立場としては調整された決定事項に従う立場である。一般的にはいかなる方法でもコミュニケーションの形ができるのは全体的にはよいことである。

Q 海兵隊における短期駐留の方々に対する綱紀粛正の教育はどこまでされているのか。

A 海兵隊に限らず、全ての軍人・軍属に当てはまるものであるが、まず軍人・軍属が沖縄に着任すると、様々なブリーフィング、教育を受けることになる。これは、飲酒運転などの影響や、基地外における行動、セクハラ予防などの様々な教育プログラムを行う。

運転免許も様々なブリーフィングが終了しないともらえない。

着任時のブリーフィング以降は、年に一度、リフレッシュさせる意味でも同様のブリーフィングを受けさせるプログラムを実施しており、部隊ごとにも同様なブリーフィングを受けさせている。

これは今日始めたものではなく、以前からプログラムは継続的に実施している。

1つの例を挙げると、セクハラ防止のブリーフィングだけでも、8月から10月の3か月の間に22の事業が計画されており、部隊規模でいうと中隊規模の部隊で行うこととなっている。

中佐、大佐レベルが指揮する各部隊では、既に個々に同様な教育プログラムが行われている。そして飲酒運転防止として、安全運転に関する講習が年間を通して行われている。それに加えて、沖縄県と協力して飲酒運転をなくすための取組として、沖縄県が推薦する方を招いて、安全運転の重要性、飲酒運転がどのようなリスクを伴うかについて、集中的な講義を基地で行うということも提起されている。

Q 12月の事件を受けて海兵隊においても何らかの対策は行われていたのか。また、6月以降に強化されている再発防止策について伺いたい。

A 私としては海兵隊に限ってのみコメントする。

6月以降、リバティ制度の見直しを行った。それ以前で第3海兵遠征軍における最も直近の見直しは、それまでのアルコール関連の事件・事故があったことによる見直しで、去年の12月に仕上げたものである。我々もリバティ制度は定期的に見直し作業をして、必要に応じて修正していくという対策を取っている。直近の例では、我々が基地に出入りする際には、週末の金土日に検問による飲酒運転チェックなどを行うようにしている。

週末の巡回指導を再開しているが、より効果的な巡回指導が可能になるようにぜひ皆様の御理解、支援をいただきたい。アルコールを提供する店によっては、我々の巡回指導に協力的な業者もあれば、協力をためらうような業者もある。そういった協力をいただけない業者に、協力をいただけるような取組について、支援をいただきたい。

具体的には、午前1時から午前5時までは我々は飲酒を禁止しているが、その時間帯に飲食店のオーナーが、我々の巡回指導員の入店を許可していただければ、その場で違反している者を取り締まったり、または過度に飲酒している者を指導することもできる。

我々は強固な対策を講じており、先ほど例に挙げた22の事業なども含めた強力な対策を8月から実施している。

Q 3人の娘を持つ立場から、この事件をどう考えるか。

A 個人的な気持ちとして、この事案だけでなく全ての事案に当てはまること

であるが、まず私は日本の司法制度に完全な信頼と自信を持っている。制度に基づいて、沖縄県警が最終的に結論を下し、十分な証拠がそろえば裁判に持ち込むという流れになると思うし、裁判所は訴えを起こされたら、司法制度にのっとなってやるべきことを行うものと信頼しており、自信を持っている。裁判所のほうで十分な証拠に基づいて有罪にするのであれば、その決定を私は信じるし、必ず正義がなされると思う。

(6) 沖縄防衛局長 伊藤晋哉

米兵による性犯罪が相次いでいることは極めて遺憾であり、米側に対し遺憾の意を伝え、綱紀粛正及び再発防止の徹底を申し入れている。

こうした事件の発生を米側も深刻に受け止めており、地元の捜査当局また一連の取調べには協力がなされている。しかしながら、このような米軍人等の事件は地元の皆様に大きな不安を与えるもので、あってはならないものである。防衛省として、米側に継続して様々な機会にこうした事件の防止を強く徹底を求めていく考えである。

要請の1点目及び2点目の被害者の方への対応について、基本的な仕組みとして、今回のような公務外の事案においては、賠償の責任自体は加害者が負うことになるため、基本的には当事者間の示談により、賠償については解決が図られる。また、当事者間で示談が困難な場合、地位協定の手続に基づいて、米国政府が慰謝料を決定し、被害者の同意を得て支払う制度がある。

こういう制度に基づく手続になった場合には、当方としてしっかり対応していく考えである。

こうした事件においては、被害者の方また御家族の心情に配慮をしながら丁寧に対応することが必要であり、警察、米軍と緊密に連携してしっかり対応したい。

要請の3点目の通報の問題については、様々な指摘をいただいている。政府の対応として、今後のこうした重大事件に関する自治体への情報共有の在り方について、米軍基地を多く抱える沖縄の方々の不安、御心配を踏まえ、防衛省として関係省庁とともに検討していく。

捜査当局においては、従前から事件の公表に当たっては刑事訴訟法の趣旨を踏まえて、事案ごとに公益上の必要性、関係者の名誉、プライバシーへの影響、捜査・公判への影響を判断して、公表するか否か慎重に判断をしてくれている。他方、このような事案であっても、米軍施設が集中している沖縄において、米軍人による犯罪予防の観点から、対応を検討する必要があるということに留意し、関係省庁と連携の上、可能な範囲で自治体に対しての情報

伝達を行うこととなった。こうした情報の伝達について、当局としてもしっかりと対応する。

要請事項の4点目の地位協定については、外務省所管の事項であり、要請内容は、防衛省を経由して外務省にしっかりと申し伝える。

(主な質疑応答)

Q 再発防止に関する兵士への教育プログラム等について、県及び地元の意見を取り入れる仕組みを考えてもらいたいがどうか。

A 在日米軍司令官が発表した中で研修教育の強化が項目として入っている。沖縄に赴任する米軍については、着任時にオリエンテーションの形で、歴史及び過去のいろいろな不幸な事件も含めて教育はされているが、内容面での充実についても、米側としっかりと話をしていきたい。

Q 95年の少女暴行事件の後、SACO合意の中で連絡体制が構築されたはずであるが、この数年うまく情報共有ができていない。新しいフォーラムをつくるのであれば、その反省を踏まえる必要があるが、どう考えているか。また、新しいフォーラムをつくるのであれば最初から沖縄県知事に情報共有するような形をつくらせるべきではないか。

A SACO合意に基づく米軍人等の事件に係る通報について、捜査当局の判断も踏まえながら個々に判断をするという意味では、政府としては必ずしも今回の対応が合意に違反していたとは考えてはいない。

また、性犯罪事件において、近年特に被害者のプライバシーや心情、二次被害防止などに配慮する必要性が社会的な状況として高まっているということも背景にはあると考えている。

ただし、特に米軍基地が多数集中している沖縄において、米軍兵の犯罪予防の観点から、通報について官房長官が発表したような改善を行う必要があると判断しており、しっかりと対応していく。

フォーラムの具体的な内容については、これから具体化を図っていくと思われるため、我々もしっかり参画していく。

Q 米軍との間で、抗議の場以外に、日頃のコミュニケーションを図る場、本音で話し合いができる場が必要ではないか。

A フォーラムが、そうした地域等のコミュニケーションの向上も含めた場としていくことは今後の具体化に当たって重要な点であり、そうなるよう関係機関と連携したい。

Q 今回の事件について、沖縄防衛局に情報がシェアされなかったことについて、どのように考えているか。

A 特に今回のように情報の取扱いに非常に慎重さを求められるような事案において、捜査機関における事件の取扱いについての判断も踏まえて、外務省がその情報の取扱いを判断されたこと、外務省において米側に申入れをするなどの対応していたことを踏まえると、今回、早い段階で我々に情報共有がなかったことは、必ずしも問題だとは考えていない。

ただし、一連の議論を踏まえた改善を行うことが、方向性として必要と感じている。

以 上

別紙

要 請 日 程

県外要請

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和6年 7月19日	金	7:15 ～ 9:45	那覇空港発（JAL900便） 羽田空港着	
		11:15 ～ 11:45	駐日米国大使 ラーム・エマニュエル （大使不在のため、ケミー・モナハン 首席公使に手交）	駐日米国 大使館
		13:10 ～ 13:25	内閣総理大臣 岸 田 文 雄 （内閣総理大臣不在のため、田中聖也 内閣審議官に手交）	内閣府本府 会議室
		15:05 ～ 15:15	防衛大臣 木 原 稔 （大臣不在のため、松本尚防衛大臣政 務官に手交）	第1省議室
		15:50 ～ 16:05	外務大臣 上 川 陽 子 （大臣不在のため、柘植芳文外務副大 臣に手交）	政務官 応接室
		15:50 ～ 16:05	囲み取材	外務省 1階ロビー
7月20日	土	15:35 ～ 18:20	羽田空港発（SKY519便） 那覇空港着	

県内要請

月 日	曜日	時間	要 請 先 等	場 所
令和6年 8月1日	木	9:40 ～ 10:10	外務省沖縄事務所特命全権大使 宮 川 学 （特命全権大使不在のため、黒石亮副 所長に手交）	外務省沖縄 事務所会議 室

	10:50 ～ 11:20	在沖米国総領事 マシュー・ドルボ (総領事不在のため、ニコール・リ マヌチェリ総領事代理に手交)	在沖米国総 領事館会議 室
	13:00 ～ 13:30	第18航空団司令官 ニコラス・エバンス (第18航空団司令官不在のため、エリ ン・ディック第18広報局局長代行に 手交)	嘉手納基地 内会議室
	14:10 ～ 14:40	在日米軍沖縄地域調整官 ロジャー・B・ターナー (在日米軍沖縄地区調整官不在のた め、ジン・パク在日米軍沖縄地区事 務所長に手交)	キャンプ フォスター 内会議室
	14:50 ～ 15:20	第3海兵遠征軍司令官 ロジャー・B・ターナー (第3海兵隊遠征軍司令官不在のた め、フレッド・インゴ海兵隊太平洋 基地政務外交部長に手交)	キャンプ フォスター 内会議室
	16:10 ～ 16:40	沖縄防衛局長 伊藤晋哉	沖縄防衛局 会議室